

集会所利用における感染予防ガイドライン

新型コロナウイルス感染防止のため、利用の自粛を要請していた集会所について、令和2年6月1日から下記1以外の利用方法については自粛要請を解除いたします。

但し、利用する場合は下記2の感染対策を確実に実施した上でご利用ください。

（下記1の利用方法については、引き続き利用を自粛してください。）

記

1 利用自粛要請を継続する利用方法

- 歌唱（カラオケ、合唱、コーラスなど）
- 運動（体操、ダンス、踊りなど）
- 物を共有するゲーム（マーじゃん、トランプ、将棋、囲碁など）
- 食事（調理、提供とも）

2 利用にあたっての感染対策（必須）

- ① 体温測定、健康チェックを実施し、軽度であっても発熱又は風邪症状がある者は参加しない（参加させない）こと。
- ② マスクの着用や咳エチケットを徹底すること。
- ③ 入口及び施設内に手指の消毒設備（手指消毒用アルコールなど）を設置すること。
- ④ 使用中は、こまめに換気を行うこと。（2つの窓を同時に開放するなど。）
- ⑤ 身体的距離（ソーシャルディスタンス）を確保するため、必要であれば参加人数を制限すること。（できるだけ2m。最低1m。）
- ⑥ 対面で会話しないよう座席等の配置を工夫すること
- ⑦ 滞在時間が最短になるよう心がけること。
- ⑧ 高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、手すり、トイレの便座、便座のふた、水洗レバーなど）は、利用のたびに消毒を実施すること。（家庭用洗剤でも新型コロナウイルスが効果的に除去できるものがあります。）
- ⑨ 複数人が共用する物品の使用は控えること。
- ⑩ 万一、クラスターが発生した場合の追跡調査のため、利用者等を記録し、個人情報の取扱いに十分注意した上で適正に管理しておくこと。